

三次市 循環型社会形成推進地域計画

広島県 三次市

平成 23 年 1 月 17 日

(変更報告：平成 25 年 2 月 25 日)

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	三次市
面積	778.19 km ²
人口	58,139 人 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

(2) 計画期間

本計画は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで (平成 23～27 年度) の 5 年間で計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

三次市 (以下「本市」という。) は広島県の北部に位置し、中国山地の山々に囲まれ、江の川をはじめとする大小の美しい川がまちを流れている「川の都」であり、歴史と文化が薫る「山紫水明」のまちである。市内を東西に横断する中国自動車道をはじめ、山陽・山陰地域を結ぶ国道、さらには JR 各路線の交差する地点となっており、中国地方のほぼ中心にあつて交通網の要衝として発展したまちである。

本市のごみ処理は、平成 8 年に供用開始したごみ処理施設「三次環境クリーンセンター」において、燃えるごみの焼却処理のほか、その他のごみの破碎選別・リサイクルを行っている。紙資源、布資源をはじめとする資源ごみについて、より一層の分別徹底を推進し、資源化率の向上を図るとともに、家庭系ごみ、事業系ごみとも、さらなる減量化の推進により、ごみの減量、資源化率の向上、及び最終処分量の削減を目指すことを基本的な方向とする。

本市の処理施設のうち、ごみ焼却施設においては、定期的に点検・補修を行いながら処理を継続してきているが、供用開始から 14 年を経過したこともあり、機械設備を中心として老朽化が進行し、補修頻度が高まって来ており、多くの機器が耐用寿命を迎えつつある状況にある。今後も継続して本施設における処理を行うことが有効と考えられるため、ごみ焼却施設の長寿命化を目指すこととする。

また、現在は 2 炉の焼却炉において主に平日 16 時間運転にて処理が行われているが、供用開始当初に比べごみ量が減少していることなどから、24 時間連続運転が可能なものとするにより、立ち上げ時の燃料使用量を削減し、もって施設の CO₂ 排出量の削減を図るものとする。

なお、本市のし尿処理は、平成 22 年度に汚泥再生処理センターを供用開始したところであり、市域で発生するし尿及び浄化槽汚泥を処理するとともに、汚泥の資源化のため炭化し、当施設で処理をするるとともに、肥料等としての有効活用を図るものとする。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 21 年度のごみの排出、処理状況は次のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、17,891 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 4,469 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの排出量＋集団回収量））は 25.0%である。

中間処理による減量化量は 10,946 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 61.6%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 13.9%にあたる 2,476 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 12,495 トンである。焼却施設では、温水の場内利用を行っている。

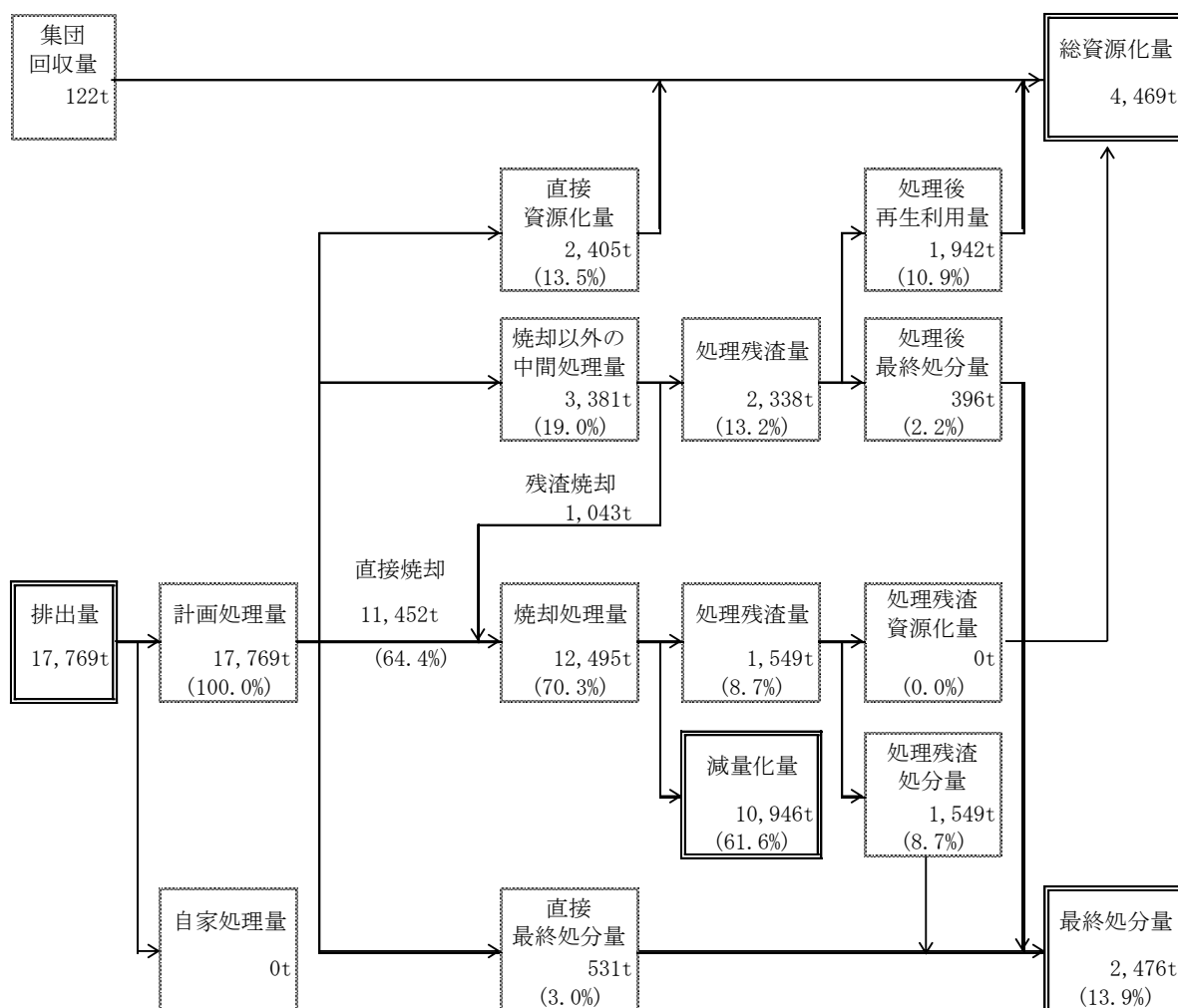


図 2-1 平成 21 年度におけるごみ処理フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成21年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出状況は次のとおりである。

総人口 58,139 人のうち、汚水衛生処理人口は 27,382 人であり、汚水衛生処理率（＝（公共下水道＋農業集落排水処理施設＋コミプラ＋合併処理浄化槽の各人口）÷（総人口））は 47.1% である。また、し尿発生量は 10,087kL/年、浄化槽汚泥発生量は 22,209kL/年であり、自家処理を除いた処理・処分量（＝収集・運搬量）は 32,296kL/年である。

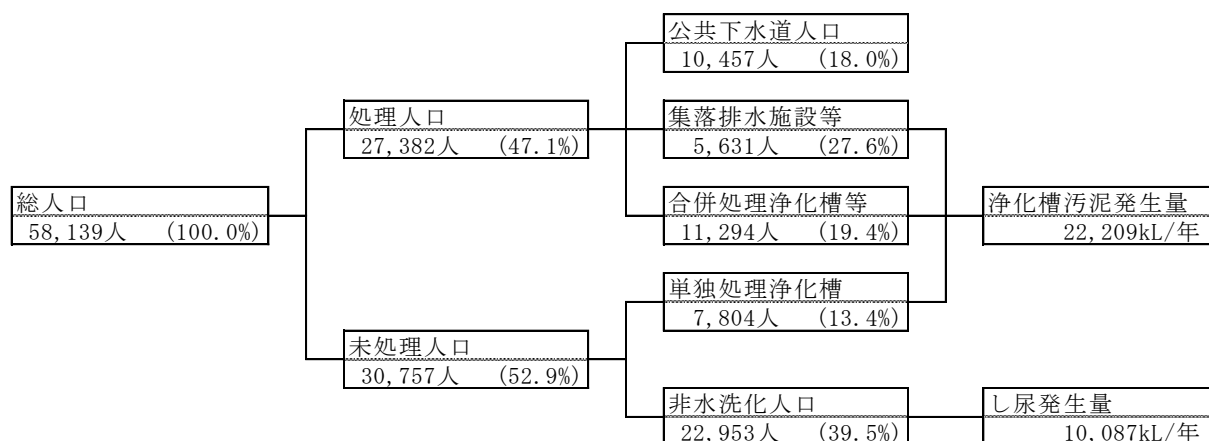


図 2-2 平成 21 年度における生活排水処理フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、ごみの減量化を含め循環型社会の推進を目指し、次のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 2-1 ごみの減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		基準年 (割合)	現状 (割合)	目標 (割合)
		平成19年度	平成21年度	平成28年度
排 出 量	事業系 総排出量	4,640 トン	4,963 トン	4,577 トン (-7.8%)
	1事業所当たりの排出量	1.31 トン/事業所	1.35 トン/事業所	1.24 トン/事業所 (-8.0%)
	家庭系 総排出量	14,141 トン	12,806 トン	11,672 トン (-8.9%)
	1人当たりの排出量	164 kg/人	155 kg/人	141 kg/人 (-9.1%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	18,781 トン	17,769 トン	16,249 トン (-8.6%)
再生利用量	直接資源化量	2,599 トン (13.8%)	2,405 トン (13.5%)	2,294 トン (14.1%)
	総資源化量	3,884 トン (20.7%)	4,469 トン (25.2%)	4,149 トン (25.5%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	0 MWh	0 MWh	0 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	10,562 トン (56.2%)	10,944 トン (61.6%)	10,016 トン (61.6%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,300 トン (12.2%)	2,476 トン (13.9%)	2,211 トン (13.6%)

※1 「割合」…排出量の欄は現状に対する増減割合、その他の欄は排出量全体に占める割合を示す。

※2 (1事業所あたりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人あたりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量（単位：MWh）

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差

最終処分量：埋立処分された量

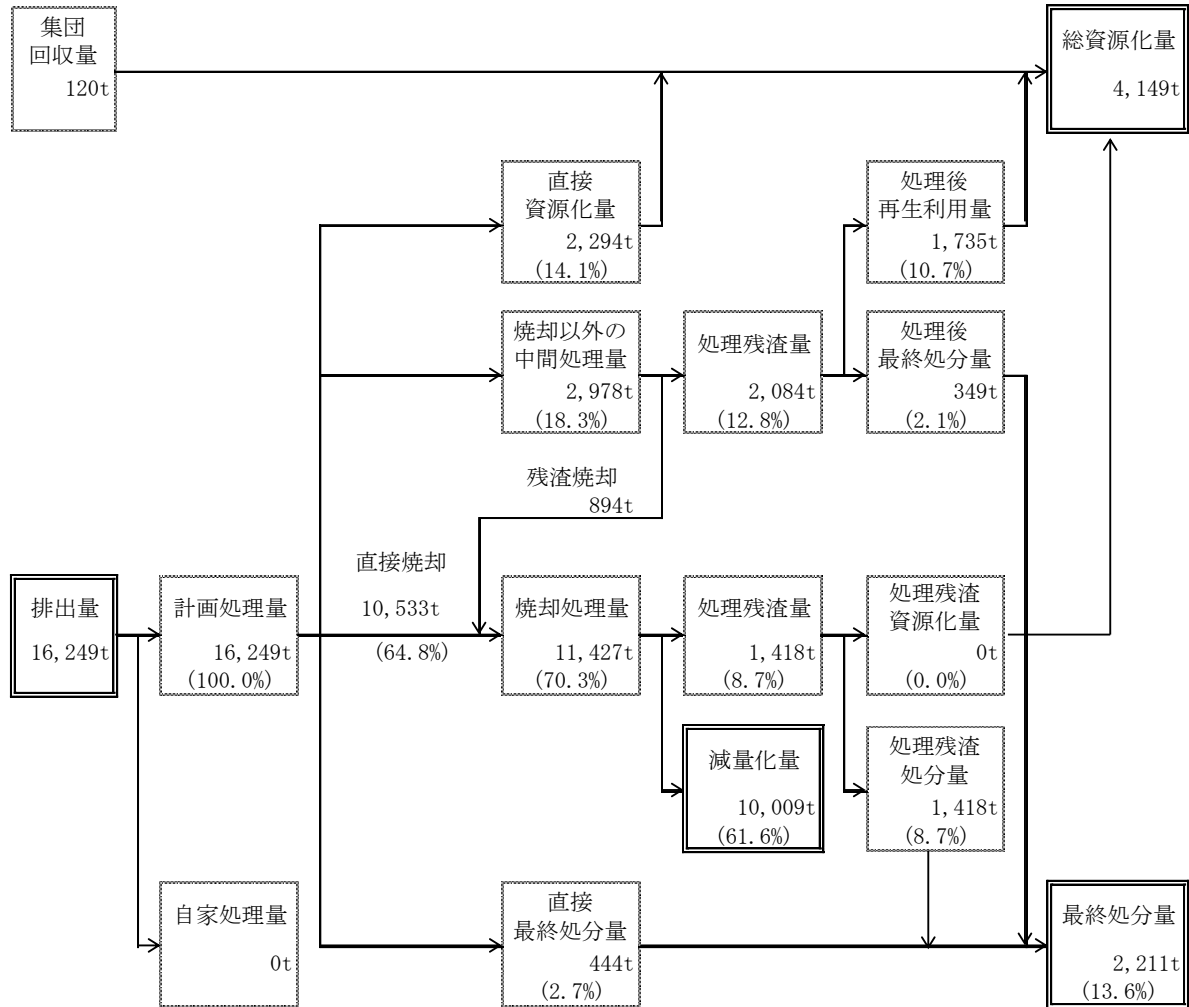


図 2-3 平成 28 年度（目標達成時）のごみ処理フロー

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

現在、本市では、家庭系ごみについては、粗大ごみを除く全ての収集ごみに平成3年から指定袋制を導入しており、指定袋を媒体とした均一従量制により処理料金の一部を徴収している。また、事業系ごみについても、搬入時に従量制による手数料を徴収している。今後も、排出抑制とより一層の費用負担の公平性確保のため、料金の徴収方法、手数料単価について検討を行い、必要に応じて見直していくものとする。

イ 環境教育、普及啓発、助成

学校・地域団体と連携しつつ、子どもごみ教室を開く等、小中学生を対象とした環境教育事業を行う。また、町内会を初めとした住民団体と協働し、分別区分の普及啓発や資源回収等に取り組む。さらに、これらの活動に対し、助成を行う。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

現在、本市では、新市まちづくり計画に掲げる「循環型社会の構築」及び IS014001 推進による「市内で発生する廃棄物の削減」のために「買物袋持参・ノー包装運動推進事業」を平成17年度から実施している。具体的には、買物袋の持参や、過剰包装を断る「ノー包装運動」を推進するため、広報への掲載等を行っている。

環境省においてもレジ袋削減対策を検討していることから、今後も地域の商工会議所等と協力のうえ、推進していく。

エ 燃やせるごみの減量化施策

燃やせるごみを減量化するために、生ごみ処理機の設置補助を継続するとともに、燃やせるごみの中に含まれているプラスチック資源物（プラスチック製容器包装）や紙資源・布資源の分別収集をさらに徹底する。

また現在、家庭や飲食店において発生する廃食油を精製し、バイオディーゼル燃料として市のごみ収集車両に活用しており、これについても継続的に推進するものとする。

オ 事業系一般廃棄物の減量化対策

今後、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者を対象として、事業場における事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画を作成させ、計画を実行するよう推進していくものとする。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、次頁の図のとおりである。今後も、現状の分別区分及び処理方法を踏襲するものとする。

可燃ごみについては今後も現在のごみ焼却施設において処理を行うとともに、そのごみ組成について定期的に分析調査を行い、これらの動向を確認しながら、今後ごみ分別の見直し等については必要に応じ検討するものとする。

紙資源、布資源およびプラスチック製容器包装ごみについては、現在の分別区分を踏襲しつつ、より一層の分別徹底を推進することにより、これらのごみの可燃ごみへの混入率低減を目指し、資源化率の向上を図るものとする。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物については、家庭ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行う。

事業系ごみの減量化のために、多量排出事業者を対象として、事業場におけるごみの減量、処理に関する計画の作成・実行を推進するものとする。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では、一般廃棄物処理施設において一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理は行っておらず、今後についてもその予定はない。

エ 生活排水処理の処理体制の現状と今後

本市における生活排水処理は引き続き、汚泥再生処理センターにてし尿・浄化槽汚泥の処理を行う。

オ 今後の処理体制の要点

- ・ごみ処理施設に関する分別・処理体制は現在と同様とするが、今後も継続して安定処理が行えるよう、既存の「三次環境クリーンセンター」ごみ焼却施設の設備改良を行い、温暖化防止に配慮した運転が可能な施設とするとともに、施設の長寿命化を図る。
- ・家庭系ごみについては、紙資源・布資源をはじめとする資源物とその他のごみとの分別徹底をより一層推進し、ごみの減量化を図る。
- ・事業系ごみについては、多量排出事業者を対象として事業場におけるごみの減量、処理に関する計画の作成・実行を推進するものとする。
- ・し尿処理については、22年度に供用開始した汚泥再生処理センターにおいて今後も処理を行うとともに、汚泥資源化物のごみ焼却施設での利用及び肥料等としても有効活用を行う。

表 3-1 本市の家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成21年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (t)
		一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	三次環境クリーンセンター (ごみ焼却施設)	(焼却灰) 一般廃棄物下荒瀬 最終処分場	11,452
燃やせないごみ	破碎選別	三次環境クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	可燃残渣は焼却、 不燃残渣は埋立 資源化物は リサイクル(売却)	718
粗大ごみ	破碎選別	三次環境クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	可燃残渣は焼却、 不燃残渣は埋立 資源化物は リサイクル(売却)	951
資源物	リサイクル	三次環境クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	可燃残渣は焼却、 不燃残渣は埋立 資源化物は リサイクル(売却)	899
有害ごみ	リサイクル	三次環境クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	(民間委託)	30
埋立ごみ	埋立	一般廃棄物下荒瀬最終処分場		531
プラスチック資源物	リサイクル	三次環境クリーンセンター (その他プラスチック類 分別基準適合化施設)	(指定法人委託)	788
紙資源・布資源	リサイクル	(直接資源化)		2,522

目標（平成28年度）				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込 (t)
		一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	三次環境クリーンセンター (ごみ焼却施設)	(焼却灰) 一般廃棄物下荒瀬 最終処分場	10,533
燃やせないごみ	破碎選別	三次環境クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	可燃残渣は焼却、 不燃残渣は埋立 資源化物は リサイクル(売却)	435
粗大ごみ	破碎選別	三次環境クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	可燃残渣は焼却、 不燃残渣は埋立 資源化物は リサイクル(売却)	724
資源物	リサイクル	三次環境クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	可燃残渣は焼却、 不燃残渣は埋立 資源化物は リサイクル(売却)	1,116
有害ごみ	リサイクル	三次環境クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	(民間委託)	27
埋立ごみ	埋立	一般廃棄物下荒瀬最終処分場		444
プラスチック資源物	リサイクル	三次環境クリーンセンター (その他プラスチック類 分別基準適合化施設)	(指定法人委託)	676
紙資源・布資源	リサイクル	(直接資源化)		2,414

(3) 処理施設の整備

上記(2)オで示した施設の長寿命化を達成するため、次の事業を行う。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	焼却施設	三次環境クリーンセンター(焼却施設)基幹的設備改良工事	90t/日	広島県三次市廻神町 1820-12	平成 24 年度～平成 26 年度(予定)

※現有施設の概要は添付資料のとおり。

(整備の理由)

事業番号 1 既存施設の機械設備等の老朽化への対応、及び、温暖化防止に配慮した運転管理が可能な施設とするため。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業に先立ち、平成 23 年度以降、計画支援事業として整備に必要な調査、計画、設計、及び周辺環境調査等を実施する。

長寿命化計画によって定めた改良後の処理方針に基づいて、運転時間あるいは処理能力の変更等により、周辺環境へ及ぼす影響要因が現状と異なるものとなる部分について、生活環境影響調査によりその評価を行う。

また、基幹的設備改良工事の基本設計において、工事の基本仕様を定め、見積設計図書評価・発注仕様書作成を行う。

さらに、ごみ焼却施設について長寿命化計画(延命化計画、施設保全計画)を作成し、施設の運転に伴う電力使用、燃料使用の状況を詳細に把握するとともに、運転方法や機器の改善により、運転に伴う CO₂ 排出量の削減が見込まれる方策を定めるものとする。

表 3-3 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	生活環境影響調査	施設周辺の環境調査を実施し、基幹的設備改良事業により周辺環境に与える影響を予測評価する。	H23
32	基幹的設備改良工事基本設計	基幹的設備改良工事の詳細仕様を検討し、見積設計図書評価・発注仕様書作成を行う。	H23

表 3-4 長寿命化計画に関する事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
33	長寿命化計画策定	施設の長寿命化、運転管理における温暖化防止の観点から、設備ごとの改良の必要性・有効性に関する計画を策定する。	H23

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

ごみ処理については今後とも分別の徹底を啓発し、ごみ焼却量および埋立量の減量化を図るとともに、資源物の着実な回収を図る。

また、新設した汚泥再生処理センターで発生するし尿等処理汚泥については、汚泥資源化物として、ごみ焼却施設での利用及び肥料等としても有効活用するものとする。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

本市では、不法投棄防止に向けた監視体制を強化する施策の第一歩として、市内の郵便局・タクシー協会等との業務締結により、不法投棄パトロールを行っている。また、ごみ収集作業中等にも不法投棄を監視する等しているが、今後もこれを継続するものとする。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市では、策定した震災廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、「災害時における廃棄物処理マニュアル」等を作成している。

オ 合併処理浄化槽への転換促進

単独処理浄化槽の設置者に対し、広報、チラシ、パンフレット等を作成、配布して、合併処理浄化槽への転換を促進する。

カ 住民に対する広報・啓発活動

本市では、かいてき環境条例を施行し、「三次市かいてき環境の日」を定めている。これらを利用しながら、住民に対し、生活排水処理に関して、次のような内容の広報・啓発活動を行っていくものとする。

- 発生源の汚濁負荷削減対策として、住民一人ひとりの意識高揚を図るため、広報、チラシ、パンフレット等を配布し、負荷削減への取り組みに関する啓発活動等を行っている市民、各諸団体とも連携しながら講習会等を開催する。(発生源の汚濁負荷削減対策：調理くずや廃食用油の適正処理等)
- 地区住民が身近な環境を認識できるよう、水生生物調査などの地域イベントの開催等を計画する。
- 各種集会へ講師を派遣するなど、住民自らの環境学習を支援する。
- 子供向けの環境教育活動の推進
- 自治会及び企業担当者向け研修会の開催
- 講演会の案内状の配布

- アンケートによる意識調査
- 水環境配慮に優れた自治会及び企業への表彰制度の導入

キ し尿・浄化槽汚泥収集量の平準化

し尿・浄化槽汚泥処理量の月変動を可能な限り抑制するため、収集業者に対し計画的に収集を行うよう指導する。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年度、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表、報告するとともに、必要に応じて本市、広島県及び国との意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

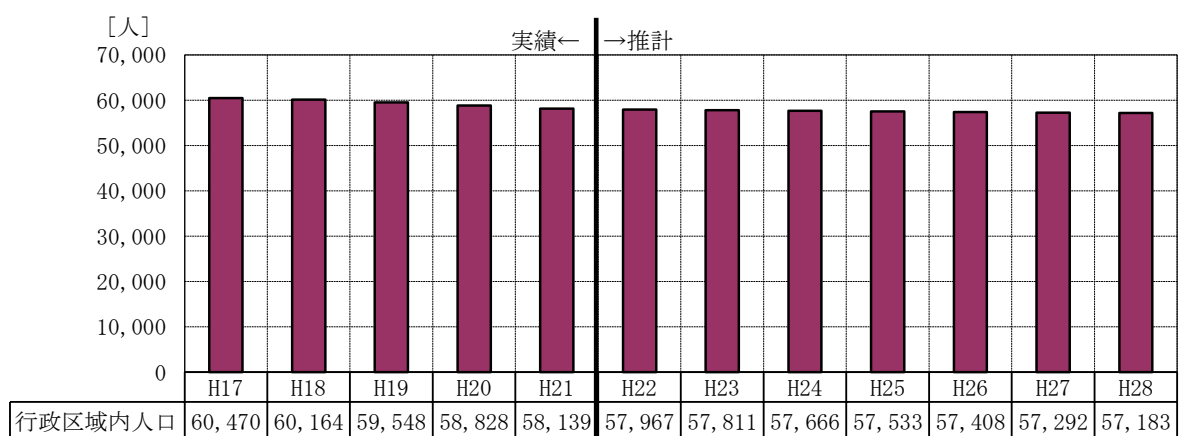
(2) 事後評価と計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとめられる状況となった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとする。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果は次の計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

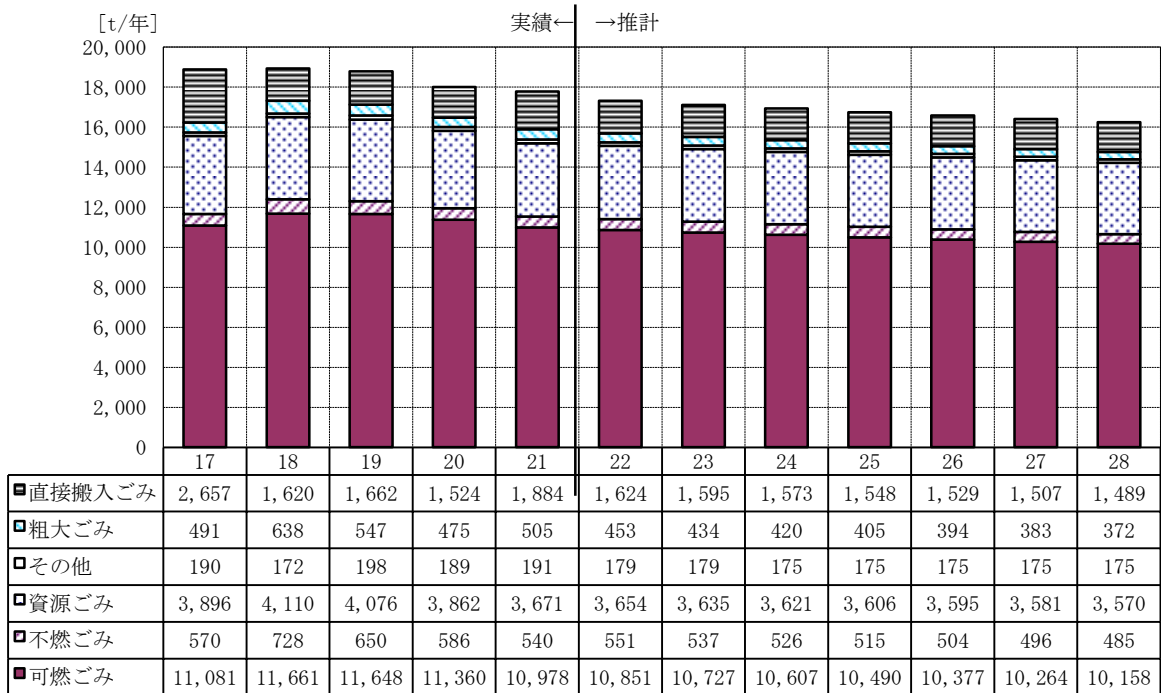
添付資料1 対象地域図



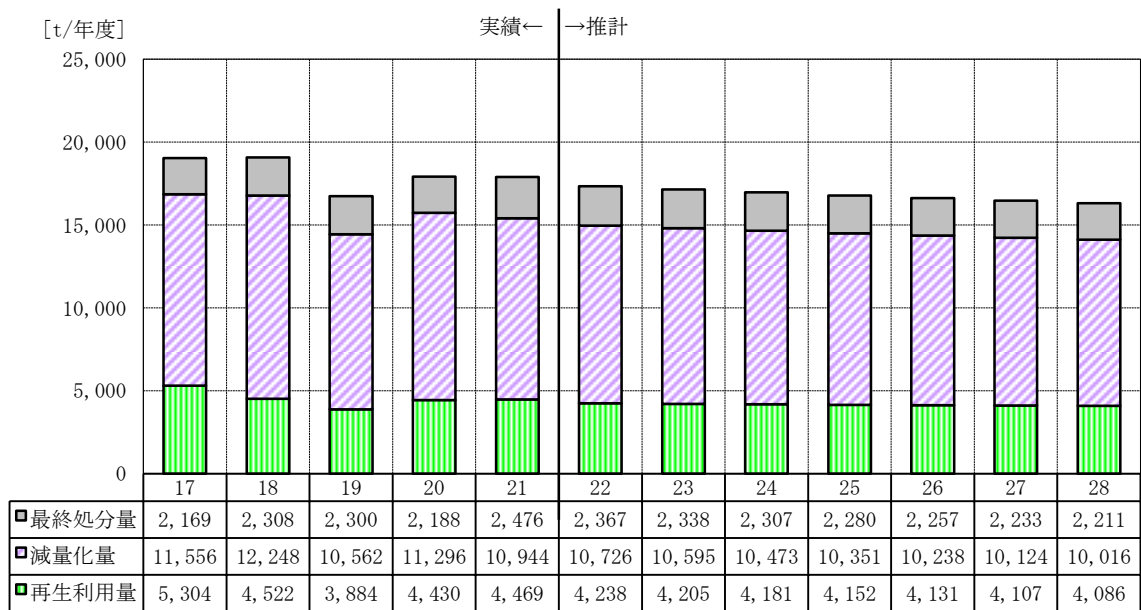
添付資料2 人口及びごみ排出量等



行政区域内人口実績・推計



ごみ種類別排出量実績・推計



ごみ処理量実績・推計

燃やせるごみ

指定袋
① ②

- リサイクルできない紙類(領収証、請求書、書類などプライバシーに関するもの・紙おむつ・紙コップなど)
- スポンジ
- 保冷剤
- 残飯
- 木くず
- 草花
- ぬいぐるみ など
- 在宅医療のもの(指定袋に在宅医療と明記してください。注射器はかかりつけの病院へ返してください。)

紙資源

紙ひも

必ず、紙ひもをご使用ください。

紙資源には5通りの分け方があります。

①新聞紙 ②段ボール ③紙パック ④冊子 ⑤1枚もの

※断面を確認

- 本類
- 新聞広告
- カタログ など
- 厚紙の箱 など




プラスチック資源物

指定袋
⑥

◎汚れのひどいものは収集できません。拭き取り又は、軽くすすいでください。


※飲料用のペットボトルは「資源物」として別に収集しています。

形状	例(ビニール・プラスチック製の容器包装)
箱(ケース)	<ul style="list-style-type: none"> ●玩具のケース ●コンビニ等の弁当箱 ●化粧品のケース ●卵パック ●鮮魚用の発泡スチロールの箱 ●とうふ など
※ボトル	<ul style="list-style-type: none"> ●食用油 ●ドレッシング ●洗剤(台所・風呂・車等) ●シャンプー・リンス など
カップ	<ul style="list-style-type: none"> ●カップ麺 ●プリン・ゼリー・ヨーグルト ●マーガリン ●苗の軟プラスチック製鉢 など
トレイ	<ul style="list-style-type: none"> ●鮮魚・精肉・惣菜・青果・和菓子 ●持ち帰り用すし皿・刺身皿 ●菓子類・珍味の仕切りトレイ など
チューブ	<ul style="list-style-type: none"> ●わさび・からし ●歯磨き ●マヨネーズ・ケチャップ ●塗り薬 ●補修剤 など


 ※肥料袋は家庭菜園に限る	袋	<ul style="list-style-type: none"> ●食品類・衣料品・日用雑貨など商品が入れてあった袋 ●詰め替え用洗剤・シャンプー等の袋 ●レジ袋 など 
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ●鮮魚等のトレイに使用される吸水シート及びラップ ●家電などの緩衝材(発泡スチロール) ●みかんなどのネット ●容器のキャップ・蓋 など 

布資源 指定袋 ④ ⑧	<ul style="list-style-type: none"> ●衣類・帽子・カーテン・ソックス・布製かばん・タオル・シーツなど布製品・衣類であれば、どんなものでもかまいません。 ※汚れていても、痛みが激しいものでも大丈夫です。
-------------------	--

資源物 指定袋 ④ ⑧ ※必ず、きれいにしてください。 ※必ず、キャップを取り外してください。	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料用の缶 ●ペットボトル ●飲料用のびん ※食品用のびん ※ジャム・飲み薬のびんなど口に入れることができるものが入っていたびんはすべて「資源物」です。
---	--



燃やせないごみ 指定袋 ③ ※指定袋に入らないものは粗大ごみへ。 ※中身のあるものは取り除いてきれいにしてください。 ※乾電池は取り外してください。 ※燃料を使用するものは燃料を完全に抜きとってください。	<ul style="list-style-type: none"> ●かばん・靴類・ベルト・財布・定期入れ・キーケース・小銭入れ・CD・食器類・台所用品・網戸の網・延長器(延長コード) など ※かばん・靴類・ベルト・財布・定期入れ・キーケース・小銭入れについて 多くのものが、布・プラスチックなどの複合製品であり、家庭での分別が困難であるため。(収集後、クリーンセンターで分別し適正に処理します。) ※びんについて 化粧品・殺虫剤など、食品類以外のものが入っていたびんは、すべて「燃やせないごみ」です。
--	--

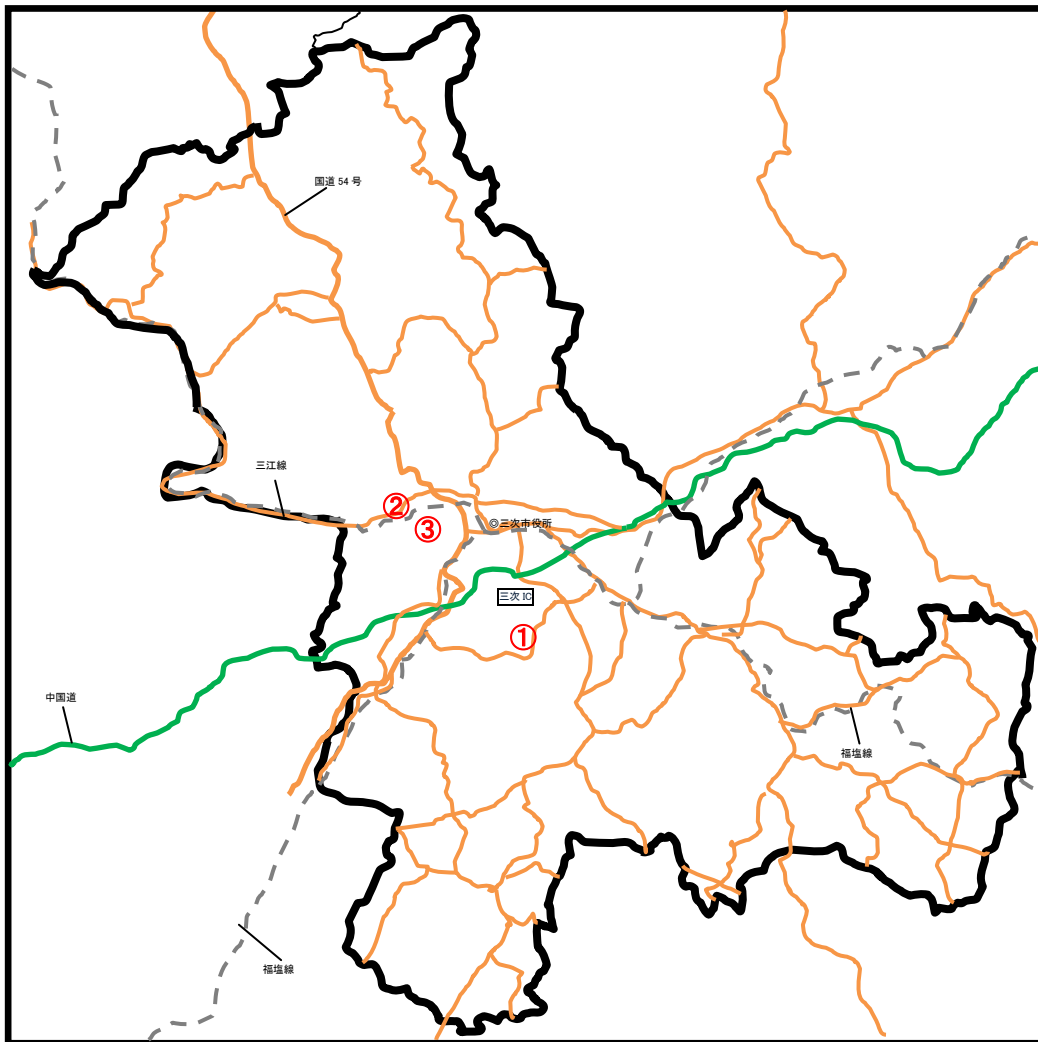


粗大ごみ ※乾電池は取り外してください。 ※燃料を使用するものは燃料を完全に抜きとってください。	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車・家具類・家電・布団・毛布・じゅうたん など ※未使用のもの又は、修理をしないでそのまま使えるものは「リサイクル粗大」として出してください。(4p参照)
--	--

<p>有害ごみ 指定袋 ⑤ ⑦</p> <p>「有害」の部分に○を付け、有害ごみのみを入れてください。</p>	<p>●各種スプレー缶 ●乾電池 ●蛍光灯 ●体温計 ●ライター</p> <p>※スプレー缶について 完全に使い切ってください。 穴あけは不要です。</p> <p>お願い ボタン電池・ニカド電池・携帯電話の電池は家電販売店等の回収箱へをご利用ください。</p>
<p>埋立ごみ 指定袋 ⑤ ⑦</p> <p>「埋立」の部分に○を付け、埋立ごみのみを入れてください。</p>	<p>●ビデオ・カセットテープ ●灰・土砂 ●使い捨てカイロ ●インクリボン など</p> 
<p>危険ごみ 指定袋 ⑤ ⑦</p> <p>「危険」の部分に○を付け、危険ごみのみを入れてください。</p>	<p>刃物・割れガラス類</p> <p>火薬類</p> <p>別々に入れてください</p> 

添付資料 4 現有処理施設の概要

施設名	種類	対象廃棄物	処理能力	所在地	竣工年
三次環境 クリーン センター (ごみ焼却 施設)	焼却施設	燃やせる ごみ	65.625t/日	三次市廻神町 1820 番地 12	平成 8 年
三次環境 クリーン センター (粗大ごみ 処理施設)	粗大ごみ処理 リサイクル ストックヤード	粗大ごみ 資源ごみ 不燃ごみ	粗大： 22t/日 プラ： 7t/日 ストック ヤード： 198m ²	三次市廻神町 1820 番地 12	粗大：平成 8 年 プラスチック リサイクル： 平成 12 年 ストックヤード： 平成 8 年
三次市汚泥 再生処理 センター 「錦水園」	汚泥再生処理 センター	生し尿 浄化槽汚泥 等	110kL/日	三次市日下町 510 番地 2	平成 22 年
一般廃棄物 下荒瀬最終 処分場	最終処分場	焼却残渣 (主灰, 飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	埋立容量 154,000m ³	三次市栗屋町 3505	平成 5 年



現有施設位置図

- | |
|--------------------------------|
| ①三次環境クリーンセンター（ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設） |
| ②三次市汚泥再生処理センター「錦水園」 |
| ③一般廃棄物下荒瀬最終処分場 |

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 22 年度)

1. 地域の概要

(1)地域名	広島県 三次市	(2)地域内人口	58,139 人	(3)地域面積	778.19km ²
(4)構成市町村等名	三次市	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					
①組合を構成する市町村:			②設立(予定)年月日: 年 日設立、認可予定		
③設立されていない場合、今後の見通し: -					

※ 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2. 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成28年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	4,987	4,775	4,640	4,517	4,963	4,577 (-7.8%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.41	1.35	1.31	1.26	1.35	1.24 (-8.0%)
	家庭系 総排出量(トン)	13,898	14,154	14,141	13,479	12,806	11,672 (-8.9%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	156	162	164	162	155	141 (-9.1%)
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	18,885	18,929	18,781	17,996	17,769	16,249 (-8.6%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,919 (15.5%)	2,771 (14.6%)	2,599 (13.8%)	2,371 (13.2%)	2,405 (13.5%)	2,294 (14.1%)
	総資源化量(トン)	5,304 (28.1%)	4,522 (23.9%)	3,884 (20.7%)	4,430 (24.6%)	4,469 (25.2%)	4,149 (25.5%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	0	0	0	0	0	0
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	11,556 (61.2%)	12,248 (64.7%)	10,562 (56.2%)	11,296 (62.8%)	10,944 (61.6%)	10,016 (61.6%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,169 (11.5%)	2,308 (12.2%)	2,300 (12.2%)	2,188 (12.2%)	2,476 (13.9%)	2,211 (13.6%)

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	実施主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
焼却施設	三次市	ストーカー方式	有	65.525t/日	H8.3	H24-H26	連続運転への変更、施設の長寿命化	ストーカー方式	H27.3	90t/日	基幹的設備改修事業
粗大ごみ処理施設	三次市	破碎選別	有	22t/日	H8.8	-	-	-	-	-	
容器包装リサイクル推進施設	三次市	選別圧縮梱包	有	7t/日	H12.3	-	-	-	-	-	
ストックヤード	三次市	保管	有	198m ²	H8.8	-	-	-	-	-	
汚泥再生処理センター	三次市	標準脱窒素	有	110kL/日	H22.4	-	-	-	-	-	
最終処分場	三次市	屋外型	有	154,000m ³	H5.3	-	-	-	-	-	

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成28年度
総人口		60,470	60,164	59,548	58,828	58,139	57,241
公共下水道	汚水衛生処理人口	8,475	10,030	11,242	10,559	10,457	16,817
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	14.0%	16.7%	18.9%	17.9%	18.0%	29.4%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	4,028	4,207	5,095	5,789	5,631	7,898
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	6.7%	7.0%	8.6%	9.8%	9.7%	13.8%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	9,063	6,389	9,180	10,939	11,294	19,044
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	15.0%	10.6%	15.4%	18.6%	19.4%	33.3%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	38,904	39,538	34,031	31,541	30,757	13,482

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成22年度）

事業種別 事業名称	事業 番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考	
			単位		開始	終了	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		
○再生利用に関する事業							1,346,100		112,893	718,212	514,995		1,082,686		109,189	585,822	387,675	
三次環境クリーンセンター （ごみ焼却施設）基幹的 設備改良事業	1	三次市	90	t/日	24	26	1,346,100		112,893	718,212	514,995		1,082,686		109,189	585,822	387,675	
○その他（施設整備に 関する計画支援業務）							9,082	9,082					9,082	9,082				
生活環境影響調査	31	三次市			23	23	5,250	5,250					5,250	5,250				
基幹的設備改良工事 基本設計	32	三次市			23	23	3,832	3,832					3,832	3,832				
○長寿命化計画策定に関する事業							4,662	4,662					4,662	4,662				
長寿命化計画策定	33	三次市			23	23	4,662	4,662					4,662	4,662				
合 計							1,359,844	13,744	112,893	718,212	514,995		1,096,430	13,744	109,189	585,822	387,675	

※千円未満切り捨て

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		
発生抑制、再使用の 推進に関するもの	11	ごみの有料化	粗大ごみを除く収集家庭ごみへの指定袋制、および事業系ごみの手数料徴収を継続して行う。 料金の徴収方法、手数料単価について必要に応じて見直していくものとする。	三次市	H23	H27		事業実施						
	12	環境教育、普及啓発、助成	子どもごみ教室等の環境教育事業、分別区分の普及啓発や資源回収等に取り組む。これらの活動に対し助成を行う。	三次市	H23	H27		事業実施						
	13	マイバッグ運動・レジ袋対策	「買物袋持参・ノー包装運動推進事業」の実施（広報への掲載等）	三次市	H23	H27		事業実施						
	14	燃やせるごみの減量化対策	生ごみ処理機の設置補助を継続する。プラスチック資源物（プラスチック製容器包装）や紙資源・布資源の分別収集をさらに徹底する。	三次市	H23	H27		事業実施						
	15	事業系一般廃棄物の減量化対策	事業系一般廃棄物の多量排出事業者を対象とした、減量、処理に関する計画の推進	三次市	H23	H27		事業実施						
処理施設の整備に関するもの	1	三次環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）基幹的設備改良事業	既存施設の機械設備等の老朽化への対応、及び、温暖化防止に配慮した運転管理が可能な施設とするための基幹的設備改良を行う。	三次市	H24	H26	○	改良工事						
施設整備に係る計画 支援に関するもの	31	生活環境影響調査	施設周辺の環境調査を実施し、基幹的設備改良事業により周辺環境に与える影響を予測評価する。	三次市	H23	H23	○	調査 実施						
	32	基幹的設備改良工事 基本設計	基幹的設備改良工事の詳細仕様を検討し、見積設計図書評価・発注仕様書作成を行う。	三次市	H23	H23	○	基本 設計						
施設の長寿命化計画 策定に関するもの	33	長寿命化計画策定	施設の長寿命化、運転管理における温暖化防止の観点から、設備ごとの改良の必要性・有効性に関する計画を策定する。	三次市	H23	H23	○	計画 策定						
その他	41	再生利用品の需要拡大 事業	ごみ分別の徹底を啓発し、ごみ焼却量・埋立量の減量化を図り、資源物の着実な回収を目指す。 また、汚泥再生処理センターでの汚泥資源化物利用を継続して行う。	三次市	H23	H27		事業実施						
	42	廃家電のリサイクルに関 する普及啓発	特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。	三次市	H23	H27		事業実施						
	43	不法投棄対策	市内の郵便局・タクシー協会等との業務締結による不法投棄パトロールの実施、ごみ収集作業中等の不法投棄監視を行う。	三次市	H23	H27		事業実施						
	44	災害時の廃棄物処理に関 する事項	震災廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保のため「災害時における廃棄物処理マニュアル」等を作成する。	三次市	H23	H27		事業実施						

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	三次市
(2) 施設名称	三次環境クリーンセンター（焼却施設）
(3) 工期	平成 24～26 年度（予定）
(4) 施設規模	90t/日
(5) 処理方式	ストーカー方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %）・無 2. 熱回収の有無 有（熱回収効率 10%以上）・無（熱回収率：37.9%）
(7) 地域計画内の役割	ごみ焼却施設の長寿命化、および運転時の CO ₂ 排出量削減による温暖化防止効果
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	無し

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	—
--------------	---

「高効率原燃料改修施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	—
(11) 回収ガスの利用計画	—

(12) 事業計画額	1,346,100 千円
------------	--------------

計画支援概要

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	三次市	
(2) 事業目的	基幹的設備改良事業による生活環境への影響予測、および発注仕様書等作成	
(3) 事業名称	生活環境影響調査	基幹的設備改良工事 基本設計
(4) 事業期間	平成 23 年度	平成 23 年度
(5) 事業概要	施設周辺の環境調査を実施し、基幹的設備改良事業により周辺環境に与える影響を予測評価する。	基幹的設備改良工事の詳細仕様を検討し、見積設計図書評価・発注仕様書作成を行う。
(6) 事業計画額	5,250 千円	3,832 千円

長寿命化計画策定支援概要

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	三次市
(2) 事業目的	三次環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）について、施設の運転に伴う電力使用、燃料使用の状況を詳細に把握するとともに、運転方法や機器の改善により、運転に伴うCO ₂ 排出量の削減が見込まれる方策を定めるものとする。
(3) 事業名称	長寿命化計画策定
(4) 事業期間	平成23年度
(5) 事業概要	施設の長寿命化、運転管理における温暖化防止の観点から、設備ごとの改良の必要性・有効性に関する計画を策定する。
(6) 事業計画額	4,662 千円